



少額減価償却資産と一括償却資産

取得価額が10万円を超える減価償却資産を購入した場合、通常は固定資産に計上し、毎期、耐用年数に応じて減価償却費を計上することにより、費用化していくことになります。

しかし、一定の条件を満たす減価償却資産については、早期に費用化することができる特例が設けられています。

今回は、「少額減価償却資産」と「一括償却資産」をご紹介します。



少額減価償却資産

少額減価償却資産は「会計」「税務」ともに、購入した年度に全額費用にできるものです。ただし、中小事業者（主に資本金1億円以下の中小法人と個人事業主）が対象です。

少額減価償却資産として処理することができる資産は、平成28年3月31日までに事業の用に供された資産で、取得価額が**30万円未満**のものに限ります。

また、1年間に処理することができる上限は**300万円**となります。

法人税・所得税計算上、一時に費用とすることができますが、償却資産税については、通常の処理を行った場合と同様に、課税対象となります。



一括償却資産

一括償却資産とは、建物・機械装置などの種類や内容に関わらず、「会計」では全額費用とするか、資産の部に記載して3年で均等に減価償却するかを選択します。「税務」では**3年**で均等に減価償却します。会計と税務の費用がずれる為、損益計算書で費用になっても、税金計算上は費用にできないことがあり、税金申告時に「税務調整」という処理をします。

なお、通常の処理を行った減価償却資産と異なり、いつ購入しても減価償却費は月割りせず、3分の1の額が使えます。

一括償却資産として処理することができる資産は、取得価額が**20万円未満**のものに限ります。

一括償却資産は、少額減価償却資産とは異なり、大企業でも適用可能で、年間の上限もありません。

また、一括償却資産として処理することにより、償却資産税が非課税となります。

取得価額による選択の可否

取得価額	少額減価償却資産	一括償却資産	減価償却資産
10万円以上 20万円未満	(中小のみ)		
20万円以上 30万円未満	(中小のみ)	×	
30万円以上	×	×	

各処理方法の特徴

処理方法	損金算入時期	損金算入可能額	償却資産税 ()
少額減価償却資産	事業供用年度	取得価額全額	課税
一括償却資産	事業供用年度から 3 年間	取得価額 × 12/36	非課税
減価償却資産	耐用年数に応じた期間	選定した減価償却方法に応じた金額	課税

自己所有の家屋の内装・造作工事等一部の資産については、償却資産税の対象外となるものがあります。

